第明治二十五種郵便物認可

うち別表六の二(十九)付表「6」が特定期間あるものに係る額」を「連結所得の金額(別表四の二「56の①」)」を「連結所得の金額(別表四の二「55の①」)」に、「調整前連結税額超過構成額の②」)」を「調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十二)「32の②」)」に改め、同表を別表六の二(十九)とする。

別表六の二(十七)付表を削る。

別表六の二(十七)の表中「雇用者給与等支給増加割合 (8)/(7)」を「増加促進割合 (8)/(7)」に、「調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十一)「28の②」)」を「調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十二)「31の②」)」に改め、同表の記載要領第1号中「(所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号。第7号において「平成26年改正法」という。)附則第112条第2項(連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「「雇用者給与等支給増加割合 (8)/(7) (9) 」」を「「増加促進割合 (8)/(7) (9) 」」に改め、同号(3)中「平成30年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「0.05」を「0.04(その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人(租税特別措置法第68条の9第2項(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)に規定する中小連結親法人をいう。以下この号及び次号において同じ。)である場合には、0.03)」に改め、同号に次のように加える。

(4)　(1)から(3)までに掲げるもの以外の連結事業年度　0.05(その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合には、0.03)

別表六の二(十七)の記載要領第11号中「(租税特別措置法第68条の9第6項(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)に規定する中小連結親法人をいう。)」を削り、同第七号を削り、同表を別表六の二(十八)とする。

別表六の二(十六)付表の表中「経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称」を「経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称」に改め、同表の記載要領第1号中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の4第2項(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同表を別表六の二(十七)付表とする。

別表六の二(十六)の表中「取得価額の合計額(別表六の二(十六)付表「9」の合計)」を「取得価額の合計額(別表六の二(十七)付表「9」の合計)」に、「連結所得の金額(別表四の二「56の①」)」を